



熊貨審発第 13 号
令和 5 年 8 月 30 日

熊本労働局長
新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充等について（建議）

今年度の熊本県最低賃金改正の引上げ額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものとなることが想定される。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、国、県、経済団体、労働団体が相互に連携しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、当審議会は標記に関し、下記のとおり、最低賃金法第 21 条の規定に基づき、建議する。

記

1 生産性向上の支援の拡充

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。

また、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の大幅な拡充を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備

中小企業・小規模事業者の賃金引上げの実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人にお

いても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

3 価格転嫁対策の取組強化

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。